

黒潮町インターネットサービス提供事業者選定プロポーザル実施要綱

令和5年1月

黒潮町情報防災課

1. 目的

黒潮町（以下「当町」という。）では平成23年度より公設公営によりFTTH方式でインターネットサービスを提供している。公設公営での施設整備と運営により同規模の自治体と比較すると比較的早く全世帯にブロードバンドを提供する条件が整えることができ大きな成果であったと考える。しかしながら、今後の自治体DXの推進や社会のSociety5.0化などを踏まえると、今以上のサービス水準の確保が課題となっている。その課題を解決するため、民間事業者の知識と技術及び経営ノウハウにより、更なるサービス水準の向上を図ることを目的とし、当町施設を使用してのインターネットサービスの提供事業者の選定を行うものである。

2. 業務内容

別添提案仕様書のとおり

3. 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から黒潮町インターネットサービス提供に関する提案を受け、黒潮町インターネットサービス提供事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を施設使用契約の優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、選定委員会においてこれを定める。

契約に際しては、提案の内容と当町の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、基本協定書、各契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

4. 提案参加資格

- (1) 本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。

なお、コンソーシアムの結成は自主結成とし、この場合はコンソーシアムに関する協定を結ぶこと。

- (2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

なお、コンソーシアムについては、①及び②の要件は、その構成員のすべてが満たし、③の要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

- ① 企画提案申し込み時点において、黒潮町での指名停止の措置を受けていない者であ

ること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。

5. 提案参加に関する説明会の開催

説明会は開催しない。なお、現地調査を希望する者がいれば個別に対応する。

6. 提案への参加申込及び辞退

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

- ① 「提案参加申込書」（様式 1 コンソーシアムにあっては様式 1 の 2）
- ② 「事業経歴書」（様式任意。コンソーシアムにあっては構成員毎に提出。）
- ③ 「誓約書」様式 2（コンソーシアムにあっては様式 2 の 2 及び 3）
- ④ 「委任状」様式 3（代理人を定める場合。コンソーシアムにあっては様式 3 の 2 及び 3）

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式 4 「辞退届」を提出すること。なお、提案書提出後の辞退は認めないものとする。

(1) 提案参加申込書の提出期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 2 月 13 日（月）までの午前 8 時 30 分から午前 12 時及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

黒潮町情報防災課情報推進係

所在地 〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

電話（代表）0880-43-2111

（直通）0880-43-2188

担当 酒井・小橋

(3) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、令和 5 年 2 月 13 日（月）午後 5 時 15 分までに必着すること。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、審査終了後に郵送により一斉通知する。

7. 提案に関する質問

様式5「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

公告した日から令和5年2月13日(月)までの午前8時30分から午前12時及び午後1時から午後5時15分までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(2) 提出先

持参、郵送等の場合 6(2)に同じ。

FAXの場合 0880-43-2060(黒潮町情報防災課)

電子メールの場合 10220010@town.kuroshio.lg.jp

なお、Fax、電子メールを利用する場合、件名は「黒潮町インターネットサービス提供事業者選定に関する質問」とすること。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答をとりまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。電話での質問は受け付けない。

8. 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～③とする。なお、作成にあたっては「9. 事業者選定のポイント」を考慮すること。

① 黒潮町インターネットサービス提供提案書

② 会社概要

③ 決算書(直近3期分)

(2) 提出書類の受付期間

令和5年2月13日(月)から令和5年2月20日(月)までの午前8時30分から午前12時及び午後1時から午後5時15分までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

6(2)に同じ。

(4) 提出方法

6(3)に同じ。

なお、郵送等で提出する場合は、令和5年2月20日(月)午後5時15分までに必着すること。

(5) 提出部数

製本11部およびデジタルデータを格納したDVD-R又はCD-R1枚

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

9. 事業者選定のポイント

- ・関係住民の最大の願いであるブロードバンドサービスを、いかに良質、低価格で提供できるか
 - ・年々財政運営が厳しくなる行政の総負担額を、いかに低く抑えられるか
 - ・安定したサービス提供の体制・方法がとられているか
 - ・地元業者との連携や活用あるいは地元雇用について、いかに配慮がなされているか
 - ・将来のICTにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間の創意工夫を生かした魅力的な情報通信サービスの独自展開案や将来計画案が、いかに盛り込まれているか
- なお、評価項目は別表1のとおり。

10. プレゼンテーションの実施

提案については、上記8による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日時及び場所

令和5年2月27日(月) 午後1時から
高知県幡多郡黒潮町入野5893番地
黒潮町役場3階 中会議室

(2) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、選定委員に対して提案説明(30分)、選定委員から提案者への質疑と応答(15分程度)を参加者ごとに行う。
提案説明に必要な機材のうちスクリーン、プロジェクターは当町で用意できるが、その他の必要なパソコン等機材に関しては各社で会場に持ち込むこととする。また、パソコンとプロジェクターとの接続はHDMIケーブルのみとする、
なお、会場準備の都合上、提案者側の出席者数を令和5年2月24日(金)午後5時15分までに連絡(電子メール)すること。
※プレゼンテーションの順番については、後日通知する。

11. 結果通知について

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。
- (2) 失格
 - (ア) 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
 - (イ) 4の提案参加資格を満たしていないと判断される場合
 - (ウ) プレゼンテーションを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合

(エ) 提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

(オ) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められた場合

12. その他

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 留意事項

本提案の審査は提供業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い調整の後双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。

(4) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、黒潮町情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

別表1

大項目	中項目	配点
1. 事業者に関すること、運用実績	① 企業規模	100
	② 企業の経営状況	
	③ ブロードバンドサービスの運用実績	
2. サービス内容に関すること	① 通信速度	200
	② サービスメニュー体系及び料金	
	③ 利用者増加時の方針	
3. 運用保守について	① ユーザーサポート体制	150
	② 障害発生時の体制	
	③ 耐災害性	
4. サービス移行について	① 移行にあたって当町が負担する範囲	250
	② ユーザー移行についての考え方	
	③ 臨時窓口や出張窓口の開設	
	④ 移行に関するスケジュール	
5. 将来展望について	① 黒潮町との協働	200
	② 将来のビジョン	
6. 施設使用料について	① 金額（当町への支払い金額について）	100
合 計		1,000